

会 見 年 月 日	令和 7 年 9 月 1 日（月曜日）		
担 当 課	行政課（行政係）	（担当者名：山本、田中）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6850	（内線：2301）	FAX：0791-43-6892

市施設使用料の見直し（案）に対するパブリックコメント （意見募集）の実施について

1. 趣 旨

市施設の使用料について、市民負担の公平性と近隣市町、類似施設との均衡の観点から見直しを検討するに当たり、広く市民、利用者の皆さまからご意見を伺うため、見直し（案）を公表し、ご意見（パブリックコメント）を募集しています。

2. 内 容

(1) 見直し対象施設

文化会館、市民総合体育館、城南緑地運動施設、海浜スポーツセンター、加里屋まちづくり会館、葬儀施設等

(2) 募集期間

令和 7 年 8 月 2 6 日（火）～ 9 月 2 5 日（木）

(3) 見直し（案）の公表方法

市ホームページへの掲載、総務部行政課行政係（市役所 3 階）、市内各公民館（9 か所）、文化会館、市民総合体育館、海浜スポーツセンター、加里屋まちづくり会館での供覧

(4) 意見を提出できる人

ア 市内に在住、在勤、在学の人

イ 市内に事務所や事業所がある法人、団体等

(5) 提出方法

見直し（案）に対するご意見と住所、氏名（フリガナ）または団体名（代表者名を含む。）、電話番号をご記入のうえ、下記提出先まで持参（開庁日の午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分）、郵送、F A X、電子メールのいずれかの方法により提出（必着）してください。（書式自由）

(6) 意見の取り扱い

提出いただいたご意見の概要と検討結果については、見直し（案）の公表方法と同様の方法により公表します。なお、内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

※ご意見を提出された方の住所、氏名、電話番号は公表いたしません。また、ご意見に対する個別の回答はいたしません。

(7) 提出・問い合わせ先

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地 総務部行政課行政係

TEL 43-6850 FAX : 43-6892

電子メール : gyousei@city.ako.lg.jp